

令和5年8月30日

「船員災害ゼロ」をめざして！

令和5年度（第67回）船員労働安全衛生月間がスタートします

～安全な航海祈ると家族の便り 無事故に備える守り札～

国土交通省では、海上における船員の労働災害の防止を図るため、9月1日から30日までを「船員労働安全衛生月間」として、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動を推進しています。

1. 月間の概要

船員労働安全衛生月間は、国土交通省、水産庁の主唱により、船舶所有者と船員が力を合わせ、海上における労働環境の改善、安全衛生意識の高揚、死傷災害や疾病の発生の防止を目指し、各種の取組を行うものです。昭和32年度から実施され、今年度で67回目を迎えます。

2. 室蘭地区の活動

室蘭地区では、「室蘭地区船員労働安全衛生協議会」が主体となり、室蘭港内や白老港等において広報活動、安全衛生に関する訪船指導、水質検査等を行います。

(活動内容は【別紙】月間実施計画のとおり)



【問い合わせ先】

北海道運輸局室蘭運輸支局 担当：渥美、栗原

電話：0143-23-5001

令和5年度（第67回）船員労働安全衛生月間実施計画

| 区分 | 実施事項 | 実施内容 | 備考 |
|-------------|--------------------|---|-----|
| | ポスター・標語等の配付 | 関係者及び訪船指導に出向いた船舶に配付し、月間の周知を図ります。 | 月間中 |
| | 巡回広報 | 管内の各港湾地帯を庁用車により巡回し、月間の周知を図ります。 | 月間中 |
| | 立看板、横断幕等の掲揚・掲示 | 立看板、横断幕、垂幕、桃太郎旗により、月間の周知徹底を図ります。 | 月間中 |
| | 緑十字旗の掲揚 | 室蘭地区の船員法適用船舶及び訪船指導に出向いた船舶に緑十字旗の掲揚促進を図ります。 | 月間中 |
| | 記念品等の配付 | 関係者及び訪船指導に出向いた船舶に記念品を配付し、月間の周知を図ります。 | 月間中 |
| 安全衛生に関する指導等 | 衛生管理指導、船内飲料用水の水質検査 | 沖底船を対象に、食料品の保管や調理室の衛生管理等について指導し、水質検査を実施します。 | 月間中 |
| | 訪船指導 | 協議会メンバーにより、安全衛生チェックリストによる点検指導を行います。 | 月間中 |
| | 自主点検 | 室蘭地区の船員法適用船舶を対象に、安全衛生自己診断票により実施します。 | 月間中 |